

## 第2章 災害薬事コーディネーターの活動内容

### 第1節 東京都災害薬事コーディネーター

#### 1 東京都災害薬事コーディネーターの参集

都内（島しょ地域を除く）において震度6弱以上の地震が発生したとき、その他都が必要と認めるとき※、東京都災害医療コーディネーターは、自らの所在を都に報告し、東京都災害対策本部（都庁又は代替機能を有する施設）に参集します。参集後、保健医療福祉調整本部全体の指揮命令系統を確認します。

自力参集を原則としますが、参集が困難な場合は、都が移動手段を確保します。

※ 震度5強以下の地震が発生した場合で被害が大きいとき、島しょ地域で大規模な災害が発生したときなど

#### 2 連携体制の構築

東京都災害医療コーディネーターのもと、連携体制を構築します。

（「災害時医療救護活動ガイドライン(第3版)」P10 図3:発災直後から急性期までの連携体制 参照）

また、東京都災害薬事コーディネーターは、区市町村災害薬事コーディネーターと連携し、東京都全域の薬事に関する活動の総合調整にかかる業務について、助言及び支援を行います。

#### 3 情報収集、分析、対応策の立案に係る業務

「保健医療福祉調整本部」において必要な情報を収集し、分析し、対応策を検討します。

（1）保健医療福祉調整本部において収集すべき情報

[表：収集すべき情報と情報収集先]

| 収集すべき情報                                                   | 情報収集先                    |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------|
| ○医療機関、薬局、救護所、避難所等（以下「医療機関等」という。）の被災状況及び復旧状況               | ○ 厚生労働省                  |
| ○医療機関等における保健医療ニーズ等                                        | ○ 東京都災害都対策本部             |
| (ア) 支援を要する患者等の状況（在宅での人工呼吸器、衛生材料等の使用状況を含む。）                | ○ DMAT                   |
| (イ) 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、医薬品、医療機器、医療ガス、衛生材料等を含む。） | ○ 二次保健医療圏医療対策拠点          |
| ○薬剤師班等の保健医療活動チームの活動状況                                     | ○ 区市町村災害対策本部             |
| ○医薬品等の供給状況                                                | ○ 東京都薬剤師会                |
| ○災害関連通知・事務連絡                                              | ○ 日本薬剤師会                 |
| ○その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報（災害用モバイルファーマシー、避難所の環境衛生等）    | ○ 東京都病院薬剤師会              |
|                                                           | ○ 日本病院薬剤師会               |
|                                                           | ○ EMIS                   |
|                                                           | ○ 東京医薬品卸業協会等の災害時協力協定締結団体 |
|                                                           | ○ 日本保険薬局協会               |
|                                                           | ○ 日本チェーンドラッグストア協会 等      |

## **(2) 情報の収集、分析、対応**

東京都災害薬事コーディネーターは、保健医療福祉調整本部が、関係機関等から情報を収集するに当たり、助言及び調整の支援を行います。

東京都災害薬事コーディネーターは、保健医療福祉調整本部において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応策等を検討するに当たり、東京都災害医療コーディネーターや東京都災害時小児周産期リエゾンとともに、助言及び調整の支援を行います。

## **4 人的支援及び物的支援の調整に係る業務**

### **(1) 都薬剤師班等の調整**

東京都災害薬事コーディネーターは、派遣を要請する都薬剤師班又は全国の支援薬剤師の班（人）数、配置先等に係る計画について検討するに当たり、保健医療福祉調整本部における活動の初期から、中長期的視点に立って、東京都災害医療コーディネーター等とともに、助言及び調整の支援を行います。

### **(2) 医薬品等の調整**

東京都災害薬事コーディネーターは、東京医薬品卸業協会等の災害時協力協定締結団体からの医薬品等の調達や、災害用モバイルファーマシーの配備等に関して、東京都災害医療コーディネーター等とともに、助言及び調整の支援を行います。

### **(3) 継続支援の必要性**

東京都災害薬事コーディネーターは、被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、薬剤師班等の段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、東京都災害医療コーディネーター等とともに、助言及び調整の支援を行います。

## **5 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務**

東京都災害薬事コーディネーターは、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録（クロノロジー）の作成及び保存を行うに当たり、助言及び調整の支援を行います。

東京都災害薬事コーディネーターは、自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、関係機関に共有します。

## 第2節 区市町村災害薬事コーディネーター

### 1 区市町村災害薬事コーディネーターの参集

区市町村において決められた震度が発生したとき、区市町村災害対策本部が設置されたとき、および重大な災害が予測されるときには、区市町村で決められた場所に参集します。

### 2 連携体制の構築

区市町村災害医療コーディネーターのもと、連携体制を構築します。

（「災害時医療救護活動ガイドライン(第3版)」P10 図3:発災直後から急性期までの連携体制 参照）

また、区市町村災害薬事コーディネーターは、東京都災害薬事コーディネーターと連携し、地域の薬事に関する活動の調整業務について、助言及び支援を行います。

### 3 情報収集、分析、対応策の立案に係る業務

区市町村災害薬事コーディネーターは災害薬事センターにおいて、必要な情報を収集し、分析し、対応策を検討します。

#### （1）災害薬事センターにおいて収集すべき情報

〔表：収集すべき情報と情報収集先〕

| 収集すべき情報                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 情報収集先                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○医療機関、薬局、救護所、避難所等（以下「医療機関等」という。）の被災状況及び復旧状況<br>○医療機関等における保健医療ニーズ等<br>（ア）支援を要する患者等の状況（在宅での人工呼吸器、衛生材料等の使用状況を含む。）<br>（イ）災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、医薬品、医療機器、医療ガス、衛生材料等を含む。）<br>○薬剤師班等の保健医療活動チームの活動状況<br>○医薬品等の供給状況<br>○災害関連通知・事務連絡<br>○その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報（災害用モバイルファーマシー、避難所の環境衛生等） | ○ 厚生労働省<br>○ 区市町村災害対策本部<br>○ 二次保健医療圏医療対策拠点<br>○ 東京都災害都対策本部<br>○ 保健所<br>○ 東京都薬剤師会<br>○ 地域薬剤師会（支部薬剤師会）<br>○ 東京都病院薬剤師会<br>○ 区市町村内の医療機関 等 |

#### （2）情報の収集、分析、対応

区市町村災害薬事コーディネーターは、区市町村災害対策本部が、関係機関等から情報を収集するに当たり、助言及び調整の支援を行います。

区市町村災害薬事コーディネーターは、区市町村災害対策本部において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応策等を検討するに当たり、区市町村災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行います。

## **4 人的支援及び物的支援の調整に係る業務**

### **(1) 地区薬剤師班の調整等**

医療救護所等の稼働状況の情報を収集し、地区薬剤師班の差配、都への支援要請などの助言、調整又は対応を実施します。

### **(2) 医薬品等の調整**

医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の情報を収集し、卸売販売業者への発注、都に調達を要請（災害用モバイルファーマシーの派遣を含む）、在庫管理などの助言、調整又は対応を実施します。

### **(3) 継続支援の必要性**

区市町村災害薬事コーディネーターは、被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、薬剤師班等の段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、区市町村災害医療コーディネーター等とともに、助言及び調整の支援を行います。

## **5 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務**

区市町村災害薬事コーディネーターは、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録（クロノロジー）の作成及び保存を行うに当たり、助言及び調整の支援を行います。

区市町村災害薬事コーディネーターは、自身の活動について、時間経過に沿った記録（クロノロジー）を作成及び保存し、関係機関に共有します。